

富山県民福祉基本計画（第三次改定版）素案に対する意見の概要と県の対応等について

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
1	概要	概要の「○障害者が地域で安心して生活できる支援を受けられることを前提とした地域移行や、発達障害・難病・医療的ケア児など多様な障害への包括的な支援の拡充」について、2項目に分け 「障害者や引きこもりの人などが、親亡き後（親の支援なき後）に地域で安心して生活できる支援体制の整備」と「知的障害・精神障害・発達障害・難病・医療的ケア児など、多様な障害への包括的な支援の拡充」にしてはどうか。	概要の「計画をめぐる現状と動向」の「○障害者が地域で安心して生活できる支援を受けられることを前提とした地域移行」には、親亡き後（親の支援なき後）における支援も含めています。また、障害にはご指摘のあった障害種別のほか、身体障害や重症心身障害等もあることから、障害についての例示をせず、単に「多様な障害への包括的な支援の拡充」に修正することいたしました。
2	概要	「概要」と「本文」の記載が異なる。 第2編第3章 III 2 「重層的な福祉圏域の設定」	ご指摘のとおり修正いたします。
3	3他	「ウェルビーイング」という言葉になじみがなく、ぼやけた目標と感じる。	「ウェルビーイング」は、WHO（世界保健機関）設立憲章前文の「健康」を定義する箇所や、SDGsの目標（3　すべての人に健康と福祉を）にも出てくるなど、健康、福祉の分野でも使われることの多い言葉です。ご指摘のとおり、まだ馴染みは薄いですが、心も身体も社会的にも満たされた状態や、実感としての幸せ・心の豊かさなどを表す言葉として、現在、国内外で注目が高まりつつあり、本県としてもこれからの方針で重視すべき概念であると捉えています。県民福祉条例や本計画にも適合する概念であり、目指す社会の姿は計画の中で説明しておりますが、皆様によりご理解、共感いただけますよう「ウェルビーイング」自体の浸透にもしっかりと努めてまいります。
4	3他	目標について、「ウェルビーイング」を日本語で表現してほしい。子どもや年配の方など誰もが理解できる言葉で表現すべきではないか。	この計画では、誰もが「安心・幸せを感じる」状態を表す言葉として、また県民福祉条例の基本理念を包含する言葉として、「ウェルビーイング」を使っています。ウェルビーイングには、「自分らしく幸せに生きられること」、「心も身体も社会的にも満たされている状態」、「実感としての幸せ・心の豊かさ」などの意味があり、子どもや年配の皆様にもご認識いただき、大切な言葉、考えであると共感いただけますよう努めてまいります。また、こうした考えに基づいて、皆様一人ひとりが、安心して暮らし、いきいきと幸せを実感できる地域共生社会づくりに一層取り組んでまいります。
5	3他	「すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害等の有無にかかわりなく、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会」とあるが、年齢や障害等の有無の後に「性別、家族形態」を加えてはどうか。	本文を「年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわりなく」と修正します。
6	4	SDGsにおける関連施策のマークを、章ごとに記載した方がよいのではないか。	この計画では、SDGsの17の目標のうち6つの目標が、計画全体に関係していると考えられるため、章ごとに掲載せずに、4頁で一括して掲載したいと考えています。ご指摘を踏まえ、その旨を本文に追記いたします。

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
7	11～13	身体障害者と知的障害者の手帳所持者データは、H20～R2で掲載されているが、精神障害者はH29～R3で掲載されている。3障害同一（年度の推移等）で掲載してほしい。	3障害同一でH20～R3のデータを掲載することいたします。
8	33	介護と障害の事業所による共生型サービス事業について、幅広く周知が必要と考えるので、「地域共生の社会づくりの普及啓発」に「共生型グループホームや共生型サービス事業に対する理解促進」を新規項目として追加してほしい。	「富山型デイサービス（共生型サービス）や共生型グループホームに対する理解促進」と修正します。
9	34	「学校教育における福祉の推進」（32頁）に、教育委員会と連携して推進する旨、記載してほしい。	ご指摘を踏まえ「専門人材の育成・確保・定着・資質向上」（34頁）の本文に、「関係団体や教育委員会と連携し、」と追加します。
10	34	介護の魅力PRについて、幅広く県民にイメージアップを行うため、マスメディアを積極的に活用した広報活動を行ってほしい。	介護の魅力PRについては、若者のSNS利用率の高さに鑑み、SNS広告を活用いたします。その際は、各媒体毎の閲覧率等を分析するなど、より効果的なPR方法を検討し、PR活動に取り組んでまいります。
11	34	「福祉を担う人づくり」について、学生に対する資金貸付だけでなく、もっと大々的な施策を行ってはどうか。働きながら資格取得する場合は、本人及び事業所の負担が大きいと感じる。	働きながら資格取得を目指す方への支援として、介護福祉士実務者養成施設在学者向け修学資金の貸与や現任介護職員が研修参加時の代替職員雇用などを行っておりますが、ご意見を踏まえ県福祉人材確保対策会議等において、支援策を検討してまいります。
12	34	介護福祉の人材について、福祉の現場負担の軽減のため行政への提出書類を簡素化し、福祉・介護分野及び保育・教育分野への待遇を手厚くしてはどうか。	本文に「電子申請・届出システムの利用開始などデジタル化の推進」と追記します。現場負担軽減のため行政への提出書類については、電子申請の活用、提出部数の削減等を通じ、できるだけ簡素化するよう努めてまいります。 また、引き続き介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組みも進め、人材の確保に取り組んでまいります。
13	37	ボランティア、NPO活動等の基盤強化について、支援の対象がボランティアセンターに集中している。NPO活動の基盤強化への支援策を盛り込んでほしい。	ボランティア交流サロンの整備や交流活動の推進に対する支援など、支援の対象はボランティア活動だけではなく、NPO活動も対象としたものであることから、「ボランティア・NPO活動」に修正しました。 また、意見のとおり「(3)寄附文化の醸成」に記載のあった内容については、主にNPOへの支援の内容であることから、これらを追加します。
14	38	・NPO等の活動基盤強化を図るための、マネジメント力向上研修やNPO等の要望に応じた税理士等の専門相談員の派遣 ・県民、企業、NPO、行政など多様な主体が連携した協働の取組みの推進 この2点は、活動基盤の強化に入れるのがふさわしいのではないか。	ご意見のとおり、該当の2点については、「(2)活動基盤の強化」における記載とします。
15	38	ボランティア、NPO活動等の基盤強化について、寄附文化を醸成するよりも、企業や個人から支援が寄せられるよう、施策を講じてほしい。	本文に「・ボランティア・NPO団体を対象とした助成金説明会の実施」を追記します。 今後も支援情報等が団体に届くよう努めてまいります。
16	41	生活関連施設、中心市街地、交通機関のバリアフリーの推進を早急に進めてほしい。	県では安全で安心して暮らせる都市づくりを目指して、ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備を今後とも推進してまいります。また、高齢者や障害者など誰もが安全に利用できる低床バス車両の導入支援など、交通機関のバリアフリー化の推進に努めてまいります。
17	43	「情報のバリアフリー化の推進」に、いわゆるデジタル難民といわれる高齢者への支援についても記載してほしい。	本文に「地域で継続してサポートするボランティアの養成など、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者等の支援」と追記します。

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
18	44	介護と障害の事業所による共生型サービス事業の推進を図るため、「地域共生型福祉拠点の拡充」に、「共生型グループホームの設置や共生型サービス事業の推進」を新規項目として追加してほしい。	本文に「共生型グループホーム等の設置支援や共生型サービス事業の推進」を追加いたします。
19	44	<p>「地域共生社会の実現に向けた拠点づくり」に、(1) 地域共生型福祉拠点の拡充 (2) 地域包括支援センターの機能強化とあるが、(3) 地域生活支援拠点の整備充実を追加し、以下のとおり記載してほしい。</p> <p>障害者の高齢化・重度化や親亡き後に備えるとともに、緊急時への対応を図るため、相談や緊急時の受け入れの24時間対応（空床型短期入所）や体験の場など、障害者の生活を地域全体で支える機能を備えた「地域生活支援拠点」の整備充実・24時間の相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどの居住支援機能を、地域の実情に応じて創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域のニーズや既存のサービスの整備状況に応じて、自立支援協議会等を活用して検討を進めます。 8050問題などの複雑化・複合化したケースに対応できるよう、地域生活支援拠点と地域包括支援センターとの連携 	<p>地域生活支援拠点等については、本文「第2章II 3 (1)在宅サービス機能の拡充強化」や「第3章 II 1 (3)生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供」において記載しています。また、障害福祉サービスに関する実施計画である「障害福祉計画」において「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築」と記載しています。同計画では「令和5年度末までに県内の7つの圏域に整備するとともに、運用状況を検証及び検討して機能を充実させていく」としており、4圏域がすでに整備済、残る3圏域についても、自立支援協議会が中心となって整備に向けて調整を行っています。</p> <p>県としては、具体的な取組事例を示すなどして、早期に整備がなされるよう、またさらなる機能充実がなされるよう、市町村とも連携して支援してまいります。</p>
20	46	<p>「自立支援」という言葉には、ひとり親家庭の貧困を自己責任としているように感じるため、以下のとおり記載を修正してほしい。</p> <p>「ひとり親等が抱える困難は複雑に重なり合っていることが多く、ひとり親への就労支援と子育て支援など総合的な支援が求められています。ひとり親等が、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、自治体、企業、地域が連携して、各種の取り組みを進めます。」</p>	<p>ひとり親家庭等実態調査等を通して、ひとり親の抱える困難や現況、必要とする支援等を踏まえ、経済的自立に向けた就業支援や子育て支援を実施しているところです。ひとり親家庭の貧困を自己責任とする意図はございませんが、ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します。</p> <p>「ひとり親等が抱える困難は複雑に重なり合っていることが多く、ひとり親の就業支援や子育て支援など総合的な支援が求められています。ひとり親等が、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができます。そのため、国や市町村、ひとり親支援団体のほか、福祉や教育、雇用など幅広い分野において、支援を行う関係機関、経済団体など関係団体が相互に連携して、施策を推進します。」</p>
21	46	<p>ひとり親家庭等への支援について、今記載の項目に加え、以下の項目を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭の親が安心して子育てができる環境を整えるための日常生活支援事業の推進 ②企業によるひとり親家庭の親の積極的雇用、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 ③自治体と企業等によるひとり親家庭の親が安定した就労収入を得るために資格取得、技能習得支援、及び子育て支援 	<p>すべての支援を記載するのは難しいため、富山県ひとり親家庭等自立促進計画に基づく「基本的施策」を中心に記載させていただいております。</p> <p>追加のご意見をいただきました①については、「子育て・生活支援策の充実強化」に、②③については、上に記載の「就業支援の積極的推進」に含まれております。</p>
22	46	ひとり親家庭等への支援について、「弁護士等による特別相談の実施等による養育費確保及び面会交流の推進」について、面会交流をむやみに推進することは危険であるので、この文言の削除してほしい。	希望に応じて支援を行うものであることから、「面会交流の支援」に改めます。
23	46	ひとり親家庭等への支援について、面会交流支援事業が実施されているが、利用されていないのは現実に即していない使いにくいルールがあるからであり、ルールを改善してほしい。	面会交流支援事業については、国の補助事業であり、他県の実施状況も調査のうえ、検討してまいります。

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
24	46	日常生活支援サービスが必要。ひとり親は、家事や子どもの見守りなど1時間でも助けが得られると時間的・精神的にゆとりができる。長時間労働やダブルワークなどを行っているひとり親が多いのが実態である。	ひとり親が、修学や疾病などにより一時的に生活援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、市町村と連携し提供体制の整備、提供地域の拡大に努めます。
25	47	インクルーシブ教育を実践してほしい。 小さなころから、「ともに育ち・ともに学べる環境」が理想である。	発達障害を含む障害のあるこどもが就学前から卒業後に至るまで切れ目のない指導・支援が受けられるよう支援体制を整備し、インクルーシブ教育の充実を図ります。
26	47	保育や教育の場で、障がいのある人など多様な人が集うのが望ましいので、福祉施設の訪問や特別支援学校との交流だけでなく、幼いころから共に学ぶことが必要ではないか。	様々な取組みや行事等を通じて、障害や障害のある方に対する正しい理解が広く浸透し、障害のあるなしにかかわらず交流が促進されるよう努めてまいります。
27	48	障害者の重度化・高齢化に対応できるよう、共生型サービスの導入を促進するため、「在宅と施設のバランスのとれたサービスの提供」に「介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所における、共生型サービスの導入への支援」を新規項目として追加してほしい。	ご意見を踏まえ、「富山型デイサービス（共生型サービス）導入への支援」と追記します。
28	49	「精神障害者家族への相談支援のための事業を推進」との記載について、精神障害者とともに、家族を支援する家族療法が必要だと考える所以、家族に対する支援体制を整備してほしい。	各厚生センターでは保健師等が継続的に本人や家族を訪問する中で、支援に関するノウハウを積み重ねるとともに、心の健康センターでは医師や保健師、心理士等の複数職種から成るチームによる支援体制を整備しております。引き続き、本人やご家族に寄り添った相談支援を行ってまいります。
29	49	日常生活支援サービスについて、外部事業者にサービスを担ってもらうことが前提と考えるが、実際の担い手はあるのか、また、市町村との連携がどうなのか、具体的な計画を示してほしい。その際に、支援対象を限定しないで、県民に幅広く届くようにしてほしい。	・本文に、市町村の実情に応じた取組みに対し伴走支援することを追記します。 ・外出（移動）支援サービスである居宅介護や同行援護、行動援護、移動支援事業を市町村が障害のある方に提供する取組に対して支援するとともに、人材の育成や事業者への参入の働きかけ等を通じて、サービス提供体制のさらなる充実を図ってまいります。
30	49	行動障害等により受診が制限されることが無いよう、医療体制の充実が必要であるので、「在宅医療の充実」に「障害者の特性を理解し、必要な配慮を提供できる医療体制の環境整備」を新規項目として追加してほしい。	関係機関等に対し、引き続き、障害に関する正しい知識や必要な配慮等についての周知啓発に努めてまいります。
31	50	精神科救急医療体制について、電話相談では不十分であり、24時間、365日訪問支援する体制を早急に整えてほしい。	精神科救急医療体制については、電話相談及び、緊急の精神科医療の受診を希望される方を対象に、必要に応じて医療機関をご案内しております。これに加えて訪問支援も行う体制を整えることは困難と考えますが、今後も、関係機関と連携し、精神科救急医療の体制整備に努めてまいります。
32	51	介護テクノロジーの普及について、DX化やICT推進の前段階として、事業所内のWi-Fiなど通信環境整備を県として支援していくと記載してほしい。	本文に「Wi-Fiなど通信環境の整備支援」と追記します。
33	51	介護ロボット及びICT推進への支援として、補助金に加え相談やアドバイスなどソフト面での伴走型支援を県及びとやま介護テクノロジー普及・推進センター（仮称）が担うことを記載してほしい。	ご意見のうち、①補助金については「介護施設等における介護ロボット及びICTの導入支援」に含んでおります。また、②伴走型支援について、「とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、（略）導入検討施設への伴走支援の実施」と追記します。

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
34	51	「介護テクノロジー（介護ロボット・ICT・福祉用具等）の普及啓発及び活用促進」に、福祉関係部局のみでなく、デジタル化推進室（知事政策局）、IOTコンソーシアム（商工労働部）、富山県立大学とも連携して、“ワンチームとやま”で普及及び活用促進を図ることを記載してほしい。	本文に「福祉関係部局と、デジタル化関係部局、県内関係団体・大学等との連携による普及啓発及び活用促進」と追記します。
35	49	家族がコロナ感染や急病、災害等で入院した場合に、一人取り残された障害者への支援の仕組みを確立するため、「救援・救護体制の強化」に「家族が感染や急病等で入院した場合に、一人取り残された障害者への支援の仕組みづくり」を新規項目として追加してほしい。	ご家族等が入院の際には、その方の症状等を聞き取ったうえで、医師の判断を踏まえ、ご本人の都合やご家庭の状況も確認しながら、療養先等の調整を行っているところであり、今後とも状況に応じて必要な支援がなされるよう、関係機関とも連携しながら適切に対応してまいります。
36	54	精神障害者に対する障害認定や施策は、稼働能力をベースとしてほしい。	障害等級の認定等は、厚生労働省の「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」に基づいて行っています。
37	54	多様な働き方（特に超短時間雇用制度）の推進・導入をお願いしたい。	現在、厚生労働省の労働政策審議会（厚労相の諮問機関）において、法定雇用率制度の算定対象に、週10時間以上20時間未満で働く精神障害者等を加えることが検討されているところです。国の今後の検討状況について注意深く見守るとともに、県においても、いただいたご意見を参考とし、関係機関等と連携し、障害者が働きやすい就業環境づくりに取り組んでまいります。
38	56	指標に記載のある富山型デイサービス施設設置数について、市町村福祉計画には記載がないのではないか。	計画の内容や指標の設定は、市町村の裁量に委ねられており、富山型デイサービス施設設置数について記載していない市町村がありますが、県として引き続き富山型デイサービスの普及に向け支援に努めてまいります。
39	56	指標の「ひとり親の正規就業率」について、具体的な数値目標を掲げてほしい。 また、目標設定の考え方として「資格取得や就労支援を通じて増加を目指す」との記載があるが、これでは、ひとり親の努力によるところが大きいと思う。行政が企業等の雇用主へ働きかける対応先はないのか。	・具体的な数値目標については、希望の就業形態やそれと乖離がある場合の理由など調査したうえで検討する必要があると考えます。R5年度にひとり親家庭等実態調査を予定しており、調査項目を検討させていただきます。 ・雇用主への働きかけとしては、母子家庭等就業・自立支援センターによる事業主に対する啓発活動や情報提供等を行っています。
40	58	事業者に対する指導監査については、利用者保護の推進の観点から有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に対して強化していただきたい。	本文に「有料老人ホーム設置者等に対する指導監査の充実」と追記します。
41	62	外国人住民に対する通訳支援が整っておらず、問題解決を阻んでいるのではないか。	富山県外国人ワンストップ相談センターでは、平日に英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ロシア語、 Telugu 語、ヒンディー語の8ヶ国語について、在住外国人への相談対応を行っております。また、相談者と専門相談機関、相談員が同時に会話できるよう三者間通話が可能な電話（トリオフォン）も設置しております。なお、上記8ヶ国語以外についてはタブレット三者間通訳アプリや翻訳機などによる通訳支援を行っており、引き続き、外国人住民に対する支援体制の充実に努めてまいります。
42	63	介護分野と障害分野との支援を学び合う機会が有用であると考えるので、「質の高い福祉サービスの提供」に「介護ヘルパーと障害者ヘルパーとの合同研修や、高齢者のケアマネジャーと障害者の相談支援専門員との合同研修、多職種連携の研修などを通じて、障害者と高齢者相互に対する理解を深めて、支援員の質の向上を目指す。」と新規項目を追加してほしい。	ご指摘を踏まえ、「・ 介護や障害等の幅広い福祉職員を対象とした研修の実施」と追記します。なお、現在福祉カレッジにおいて、介護や障害等の幅広い福祉職員を対象に「キャリアパス対応生涯研修等」を実施し、双方の業務や対応の基本について学ぶとともに、グループ討論を通じて障害者と高齢者双方の理解を深めております。

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
43	64	外出支援については、現在、障害者が同行援護や行動援護を受けることができていない。日中活動の場の整備促進を図るための具体施策を教えてほしい。	同行援護や行動援護サービスについては、これまでも、研修の開催による人材の育成や事業者への参入の働きかけ等を行ってきました。障害のある方が身近な地域で日中活動の場を確保、利用できるよう、各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村や地域自立支援協議会に情報提供するとともに、人材の育成や事業者への参入の働きかけ等を通じて、サービス提供体制のさらなる充実を図ってまいります。
44	64	障害者の高齢化や親亡き後の支援の視点が抜けているため、「地域福祉をめぐる課題」(24頁)に、「障害者や引きこもりの人などの高齢化への支援」を新規項目として追加してほしい。	障害のある方の高齢化や親亡き後の支援については重要な課題であるため、今回新たに、本文「第3章Ⅱ1(3)生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供」に「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備促進」と記載することとしました。県としては、地域生活支援拠点等が早期に整備されるよう、またさらなる機能充実がなされるよう、市町村とも連携して支援してまいります。
45	64	障害者等が地域で安心して暮らせるよう、親亡き後や緊急時への備えが必要と考えるので「生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供」に「障害者の親亡き後（親の支援なき後）や緊急時に備える、「地域生活支援拠点」の整備充実」を新規項目として追加してほしい。	ご指摘を踏まえ、本文「第3章Ⅱ1(3)生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供」に「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備促進」を追記することといたします。
46	66	地域包括ケアシステムの深化の項目で、精神障害者に関する記載がないので、記載してほしい。特に「精神障害者「にも」対応した地域包括ケアシステム」に取組んでほしい。	本計画における障害者には当然精神障害者も含まれますし、精神障害者の地域生活への移行を促進するため取組みの充実(79ページ)等、個別の記載もしております。
47	66	「ケアマネジメント機能の充実」について、本文が、高齢者に関する記載しかないので、以下の通り修正してほしい。 「サービスを必要とする人が自立した生活を送れるよう、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント機能を充実強化し、きめ細かく支援します。」	以下のとおりサービスを必要とする方、全般に向けた内容に修正いたします。 「地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、医療・介護をはじめとした適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジメント機能の充実強化に取組みます。」
48	66	「ケアマネジメント機能の充実」の具体施策を以下のとおり修正してほしい。 ・現行 「市町村を核とした障害者に対する相談支援体制の整備促進」 ・修正 「市町村や市町村社会福祉協議会を核に、障害者や引きこもり、生活困窮者などを取り巻く複雑化・複合化した生活課題に対する、包括的な相談支援体制の整備充実」	ご指摘のとおり修正いたします。
49	66	「ケアマネジメント機能の充実」の具体施策を以下のとおり修正してほしい。 ・現行 「地域包括支援センターを核としたワンストップサービスの相談支援」 ・修正 「地域包括支援センターを核に、複雑化・複合化した生活課題に対して断らない相談、ワンストップで対応できる総合相談支援の充実」	ご指摘を踏まえ、「地域包括支援センターを核とした、複雑化・複合化した生活課題に対応するワンストップサービスの相談支援体制の充実」と修正いたします。
50	67～72	保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化において、精神障害者に関する記載がないので、精神障害者とその家族に対し、どのように対応するのか明示してほしい。	本計画における障害者には当然精神障害者も含まれますし、精神障害者や心の健康に不安を抱える方々への取組みについて、個別の記載もしております。
51	68	重度心身障害者への医療費助成制度について、精神障害者も対象としてほしい。	令和2年10月1日から制度の対象に精神保健福祉手帳1級所持者が追加されております。なお、対象については、①全市町村の意向調査の結果、②身体障害者や知的障害者に対する助成とのバランス、③全国の状況を踏まえ、令和元年11月20日の市町村長会議において全市町村の同意を得て決定したものであり、ご理解いただきたく存じます。

番号	素案ページ	意見の概要	意見に対する県の対応と考え方
52	71～72	「支え合いネットワークの形成」について、社協や保健所などが人材不足で対応しきれていないと感じる。	保健所等については、各厚生センターの保健師の定数を増員するなど、体制の強化に努めております。また、社会福祉協議会については、各市町村社協へのケアネットコーディネーターの配置を支援するなど今後とも支援を継続してまいります。
53	71	「包括的な支援体制」の内容が伝わるように、「包括的支援体制の整備」本文の「地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備」を「地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備、「全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築」」に修正してほしい	包括的な支援体制を推進するための、重層的支援体制整備事業の考え方を引用し、本文に「『高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、属性・世代を問わない』地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備」と記載を追加します。
54	71	概要の「計画をめぐる現状と動向」のうち、「複雑化・複合化した生活課題」への対応が盛り込まれていないと思うので、「包括的支援体制の整備」の具体施策を以下のとおり修正してほしい ・現行 「ケアネット活動と連携した、育児・介護・障害・貧困等の様々な課題に対応できる包括的支援体制の整備」 ・修正 「ケアネット活動と連携した、複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題、親亡き後問題など）に対応できる包括的支援体制の整備」	ご指摘のとおり修正いたします。
55	72	「包括的な支援体制の構築」として、障害者の相談支援専門員を含めてほしいので、「市町村社会福祉協議会の機能強化」の「市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員等の人材を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築」に「障害者の相談支援専門員」を含めてほしい	ご指摘のとおり修正いたします。
56	82	「社会福祉法人に期待される役割」について、「地域における公益的取組」が責務として位置づけられ、地域福祉への積極的貢献が求められているとあるが、具体的に記載していただいた方がよいのではないか。	本文に「「地域における公益的取組み」（例えば、高齢者の住まい探しの支援、障害者の継続的な就労の場の創出、子育て交流広場の設置、複数法人の連携による生活困窮者の自立支援及びふれあい食堂の開設等）が責務として位置付けられ、地域福祉への積極的な貢献が求められています。また、社会福祉法人等の福祉施設等は、災害発生時において高齢者や障害者等の要配慮者の避難のための福祉避難所としての役割も期待されています。」と追記します。
57	—	精神科関連の指標を追加してほしい。 (例えば①訪問支援について、対象とする人数(500人/年)、②他職種チームの支援体制整備(職種別の人数及び組織数・専門職種の人数・いつまでにどのような体制を整備するか)、③ピアフレンズの雇用人数)	本計画は、福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画としての性格をもっており、対象を精神障害に限定した指標について目標を設定するのは不相応と考えておりますが、引き続き、精神障害者が地域生活に移行できるよう、メンタルヘルスサポーターやピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上に努めてまいります。